

小樽市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況(平成28年度実績)

【平成28年度 地域子ども・子育て支援事業 事業評価一覧】

※「評価」欄の評価基準

A: 事業目標を達成し、結果が得られた。今後この水準を維持する。

B: 事業目標をある程度達成したが、今後の改善・検討を要する。

C: 事業目標を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。

No.	事業名	事業概要	事業目的(目標)	平成28年度事業評価(改善等)	評価	子ども・子育て会議における評価	事業計画書	所管課
1	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じてそれらの相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	個々の家庭状況に則した適切なサービス利用が円滑に図られるよう相談・助言や関係機関との連絡調整を実施する。	前年度より引き続き市役所子育て支援課(現 こども育成課)窓口専任職員(利用者支援相談員)を配置したことにより、子ども又は保護者の身近な場所において保護者の様々な状況に合わせたサービスの情報提供をし、相談に対する助言等を行うことができた。また、保護者からの多様な相談に対応できるよう、利用者支援相談員が発達障害等の研修会に参加し知識を深めた結果、更に保護者のニーズに合わせて対応することができた。	A	A	p.21	こども育成課
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	地域子育て拠点施設や子育て支援ボランティアなどと連携を図りながら、子育てで家庭が孤立しないよう地域で支える取組を進める。また、利用者のニーズの把握に努め、情報化社会の中での周知方法を検討しながら情報発信を行い、積極的な参加を呼びかける。	子育て支援センター「げんき」/「風の子」/「あそぼ」では、開放事業のほか子育て講座、出向き事業などを実施したほか、つどいの広場事業の「わくわく広場」においても開放事業や子育て講座を実施し、親子の交流のほか保護者同士又は子ども同士の交流の場を提供した。参加者の状況を把握し、平成29年度において、事業回数の拡大を計画した。子育て支援事業における育児相談件数が若干増えているが、相談しやすい環境づくりや関係性が築けていると評価している。一方で、施設を利用していない親子に対し、孤立を防ぐ観点からも各施設の情報発信を引き続き実施していく必要がある。 そのほか、今後の事業展開の参考のため、各施設を利用している保護者を対象に、各事業への要望や感想などのアンケートを実施し、利用者のニーズの把握に努めた。	A	A	p.21	こども育成課
3	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持増進及び経済的負担の軽減のために、国の妊婦健康診査の基準に基づく妊婦健康診査を医療機関において実施し、その費用を公費負担する事業(検査項目①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導、④妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査)	出産費用の軽減及び安心して出産できる環境整備を図るとともに、妊娠期を安全に経過できるよう、妊婦及び胎児の状態を確認し、異常の早期発見に資するものである。	需要量見込みに対して実績額は出生数の減少に伴い、対象者数、健診回数ともに減少しているが、活動指標、成果指標ともほぼ見込と差は無く、概ね達成されていると考える。今後も周知強化など受診数向上のために引き続き取り組む。	A	A	p.22	保健総務課
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行うほか、育児相談に応じ、助言その他の援助支援を行う事業	出産後、早期に家庭訪問を実施することにより、育児の相談、助言を行い子育ての孤立化を防ぐとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに成長できる環境整備を図る。	実施率は昨年と同様に高率を維持している。 拒否等で訪問に至らなかった家庭については、電話連絡による状況の確認及び乳児健診の結果等から状況把握を行い、必要な場合は継続支援につなげている。 事業担当者の資質向上を目指し、虐待防止に向けた医療と地域の連携について研修会を実施した。 今後とも全家庭を対象に訪問を行い、育児支援の実施に努めていく。	A	A	p.22	健康増進課
5	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業) ・要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。	本事業は乳幼児全戸訪問事業などを通じ、養育支援が必要と思われる家庭に対し保健師による訪問指導及び家事援助等が必要な場合、ヘルパーを派遣する事業であり、平成28年度より事業を開始した。 平成28年度はヘルパー派遣の対象となる世帯は無かったが、引き続き保健所と連携し対象世帯の把握や、必要時にヘルパーを派遣できる体制を維持する必要がある。	B	B	p.23	こども福祉課
6	子育て短期支援事業(ショートステイ・ワイルドステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))	家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童擁護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、児童や家庭の福祉の向上を図る。	本事業は子ども子育て支援法に位置づけられる事業であり、子育て世帯の支援のため、事業の早期開始を求められているところである。 道内においても多くの自治体で実施済みであるため、本市も事業開始に向けて他都市の事業内容等を調査、平成29年度予算措置を行った。			p.23	こども福祉課
7	子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡及び調整等を行う事業	より円滑な援助活動が行えるよう会員相互の連絡、調整を行う。子育て中の家庭に本事業の周知を図っていくとともに、保護者の希望に沿った援助活動が行えるよう提供会員の確保に努める。	平成28年度においても提供会員養成講習会(6日間、24.5時間)を6月と11月の2回開催し、12名が修了し新たに提供会員として登録されたものの、高齢や世帯事情などにより退会する提供会員もいるため、増員には至らなかった。 援助の利用件数は770件で、内訳としては保育所・幼稚園の帰宅後の預かりが最も多く、保育所・幼稚園の登園前の預かり及び送りも前年度を上回る利用件数となり、量の見込みを上回ったものの、援助依頼に対する援助活動の連絡・調整は適切に実施できており、事業目的を達成した。様々な依頼内容にも、世帯の状況に配慮し丁寧な対応、調整を行った。	A	A	p.24	こども育成課
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	保育所において一時的に保育を必要とする児童などを預かることにより、保護者の育児負担を軽減する。また、幼稚園、認定こども園においても通常の教育時間以後や土曜日、長期休業期間などに預かり保育を希望する児童を対象に実施することにより、保護者の育児負担を軽減する。	一般型については市内3か所の保育所で実施し、幼稚園型については市内1か所の幼稚園で実施することにより、緊急・一時的な保育を必要とする保護者の希望に対応することができた。 幼稚園型の一時預かり事業を実施するための職員を確保できずに平成28年度の実施を見送った幼稚園、認定こども園については、いずれも私学助成制度の預かり保育を実施したため、施設を利用する保護者のニーズには、一定程度対応することができた。	B	B	p.24 ~25	こども育成課
9	時間外保育(延長保育)事業	保育認定を受けた子どもについて、保育所の開所時間又は日中の利用時間帯(保育短時間)を越えて、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業	保育所、認定こども園の開所時間を延長して保育認定を受けた子どもを保育することにより、保護者の多様な就労形態や超過勤務に対応し、仕事と子育ての両立を支援する。	保育必要量が短時間認定となる児童のための延長保育事業については、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所にて合計23か所において事業を実施した。 また、開所時間を午後7時まで延長する延長保育事業については、前年度から実施している保育所、認定こども園合計10か所において、引き続き事業を実施しながら利用者のニーズに合わせた事業体制の検討を行った。	A	A	p.25	こども育成課
10	病児(病後児)保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業	感染症の発症等により一時的に保育所等を利用できない病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等することにより、就労する保護者等のニーズに対応する。	昨年度は、代替策としてファミリーサポートセンター事業で病児(病後児)保育需要の一部を担っているとして、平成27年度の事業評価を「C」としたが、病児(病後児)保育事業とファミリーサポートセンター事業は別事業であり、平成28年度の事業評価は、事業未着手であるため斜線で表記した。			p.25	こども育成課
11	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びの場及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	保護者が安心して就労などができるよう放課後の児童の安全・安心な居場所を確保し、適切な遊びや生活を通して児童の健全な育成を図ることを目指す。	小学校の再編により、平成28年度に新設された手宮中央小学校においても放課後児童クラブを開設し、児童の受入れを行った。全体として、小学校内17か所と勤労女性センター、塩谷児童センターの計19か所で開設し、児童の安全・安心な居場所の確保に努めた。実績としては、低学年が量の見込みより多く、高学年が少なかったものの、年間を通して待機児童は生じず、入会申込児童全員を受入れできたことから、当該年度における目標は達成したと考える。 また、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行う総合的な放課後対策として国が示した「放課後子ども総合プラン」の実施については、小学校の余裕教室等の活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備などの課題を引き続き研究していく必要がある。	A	A	p.26	こども育成課 生涯学習課 勤労女性センター